

狭山市店舗・住宅改修工事費補助金要領の新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><b>5. 補助対象となるリフォーム工事</b>            ※施工業者が市内事業者であることの確認は、提出いただく「見積書」「契約書」「領収書」の全てに「施工業者の市内の住所が記載されていること」をもって判断いたします。</p> <p><b>6. 補助金額（補助区分）（店舗・空き店舗及び住宅あわせて予算額 700 万円）</b>            交付決定後に_____工事金額が減額となった場合は補助金額も減額となりますが、<u>工事金額が増額となった場合は、_____いかなる事由であっても補助金額は増額いたしません。</u></p> <p>※店舗兼住宅の場合、<u>原則として改修工事を行う総面積の割合が大きい補助区分と_____します。ただし、共用部分を含む工事で、店舗、住宅の明確な区分が判断できない場合は、「住宅」として取り扱うものとしますが、申請時の現地確認を踏まえ、区分を決定いたします。</u></p> <p><b>7. 募集期間</b>            申請が予算額を超えた場合は、<u>店舗・空き店舗に係る申請を優先的に交付対象者（当選者）とし、予算残額の範囲内において、住宅に係る申請の抽選を行い、交付対象者（当選者）を決定いたします。</u></p>	<p><b>5. 補助対象となる_____工事</b>            （新設）            _____            _____</p> <p><b>6. 補助金額（追加）</b>            _____            交付決定後の<u>値引き等で工事金額が減額された</u>場合は補助金額も減額と<u>します</u>が、<u>工事単価の変更や追加工事があった場合など、いかなる事由であっても補助金額は増額いたしません。</u></p> <p>※店舗併用住宅の場合、<u>_____改修工事を行う総面積の割合により、店舗・住宅の補助区分を決定します。（追加）</u>            _____            _____</p> <p><b>7. 募集期間</b>            申請が予算額を超えた場合は、<u>抽選で交付対象者を決定します。</u>            _____            _____</p>

改 正 後	改 正 前
<p>※追加募集を行う場合は、6月1日（月）以降の工事着工で、工事中及び完了後の申請も補助対象となりますが、改修工事前、工事中及び完了後の現場写真がない場合は補助対象なりません。</p>	<p>（新設）</p>
<p><b>8. 申請方法</b> 追加資料の提出の手続きに必要な④改修工事前の現場写真及び実績報告書の提出時に必要となる⑩工事中の現場写真は事前に準備しておいてください。</p>	<p><b>8. 申請方法</b> 本申請_____の手続きに必要な④改修工事前の_____写真は事前に準備しておいてください。</p>
<p><b>10. 工事完了の報告</b>  <input type="checkbox"/>⑧改修工事領収書 } ※原本、____印紙貼付及び割印  <input type="checkbox"/>⑨契約書（請書） }</p>	<p><b>10. 工事完了の報告</b>  <input type="checkbox"/>改修工事領収書 } ※原本及び印紙貼付_____  <input type="checkbox"/>契約書_____ }</p>